

第 10 回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第 10 回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成 24 年 12 月 21 日 (金) 午後 6 時 30 分から午後 8 時 15 分
開催場所	キュポ・ラム 4 階 会議室 1、2
出席者	(委員長) 金井委員長 (副委員長) 三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員) 小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員
会議内容	○パブリック・コメントの結果及び答申案について
会議資料	1 パブリック・コメント手続意見募集結果 2 川口市市民投票条例 (案) 3 答申書 (案)
発言内容	<p><b>■ 1 開会 (午後 6 時 30 分)</b></p> <p>○総合政策課長 傍聴者が 1 名いるので入室していただく。 それでは、これより第 10 回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。 本日の出席者は半数以上であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、この会議は成立している。 (机上配付の資料確認)</p> <p><b>■ 2 パブリック・コメントの結果について</b></p> <p>○委員長 パブリック・コメントについて、事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>○事務局 市民の方及び庁内の職員から意見を募集したところ、市民 6 名から 20 件の意見をいただいた。資料 1-1 パブリック・コメント手続意見募集結果に沿ってご説明する。 2 の市民投票に付することができる事項について、「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものについても投票の対象とするべき」という意見をいただいたが、地方自治法の条例制定、改廃の直接請求や市民参加条例におけるパブリック・コメントの対象から除外されており、これらと整合をはかるため除外する。 3 の投票資格者について、「具体的な投票資格要件がわかりにくい」との意見には、市議会議員、市長の選挙の要件を投票資格者の要件を定める根拠としていることから、公職選挙法を準用するが、わかりやすく手引書を</p>

作成すると回答する。

「年齢要件を18歳以上にすべき」という意見には、明確な根拠が示せず、国でもコンセンサスが得られていないため、安定した運用が期待できる公職選挙法による市議会議員選挙、市長選挙の選挙人の要件と同等としたものと回答する。

「外国人市民も投票資格者に含めるべき」という意見には、国における外国人参政権の議論の動向や他団体の状況などを参考に、公職選挙法による市議会議員選挙、市長選挙の選挙人の要件と同等としていると回答する。

「本条例の投票資格者が自治基本条例における『市民』と異なる」という意見については、自治基本条例の中で、市民投票については、他の条例にて定めるとされているため、本委員会にて検討した結果、案のとおりとしていると回答する。

市民投票の請求について「署名数が6分の1を必要とするのはハードルが高い」という意見については、地方自治法における直接請求の例や他団体の状況、そして具体的に集めることが可能か、乱発される恐れがないかなどの点を検討し定めていると回答する。

投票資格者名簿の調製等について「18歳以上とすることで、選挙人名簿とは別に名簿を常に調製しておくべき」という意見については、本条例では前提となる要件が異なるため、別に調整する必要はないと回答する。

投票資格者の登録及び投票について「投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者という記述がわかりにくい」という意見については、手引書でわかりやすく対応すると回答する。

情報の提供については、まず「広報は何を指すのか」という意見には選挙公報のようなものを想定しているとする。

「情報の提供方法を具体的にすべき」という意見には具体例を手引書で例示すると回答する。

「情報の提供は告示日までに行うべき」という意見には、選挙公報の例により定めているものと回答する。

市民投票の成立要件等についての「有効投票総数の過半数により決するのはハードルが高いため、4割にすべき」という意見に対しては、本市民投票の目的は結果を確定するためであることから過半数の票を必要とするとしている。

「市民投票が成立しなくとも開票すべき」という意見に対しては、成立していない場合に賛否の投票状況に影響を受けることを防ぐために、開票作業は行わないものと回答する。

他に「全般的にわかりづらい」という意見には、法令の条文を準用する場合等は慣例に伴い記述しているためとし、わかりやすくするため手引書で解説すると回答する。「5年目に条例を見直すことを規定すべき」という意見には、随時必要な時には見直しを図っていることから、規定を設ける必要はないと考えている。「対象地域を限定した投票を実施できるようにすべきである」という意見には、本条例は、全市を対象としたものを想定していると回答する。

委員会にて議論がなされており、条例案の修正はなしと考えている。

○委員長

手続き的なことを確認するが、パブリック・コメントに対して答えるのは、本委員会ではなく市であり、この回答は確定したものであるということでのよいのか。

○事務局

そうである。

○委員長

では、この確定した応答をふまえたうえで、パブリック・コメントにかけた条例案について委員会で検討することになる。ご意見をいただきたい。

○委員

手引書については、この委員会で考えるのか。

○事務局

手引書は委員会での議論の趣旨と条例素案を基に、市で作成する。

○委員

外国人市民の投票権、6分の1の署名数等についてなど、場合によっては将来検討することが可能性として考えられるため、条例の改正の手続きについて議論すべきではないか。

○委員

他市は見直し規定が入っているのか。

○事務局

この条例に限らず、自治基本条例で見直し規定のある自治体もある。川口市の自治基本条例にはない。

○委員長

見直し規定のよいところは何もなくても自動的に見直しを検討するということであるが、制度の安定性を重視したのが、この素案の考え方である。入り口の制度問題を議論する必要を減らし、市民投票で堂々と決着を付けることに主眼がある。なお、市民投票条例改正は、必要であれば市議会議員も市長も発議でき、市民の側からも直接請求できる。

○委員

パブリック・コメントの回答では「必要な際には随時見直しを図っています」とあるが、実際に他の条例で行っているのか。

○事務局

条例に関連する法令が改正された場合など各課が必要と判断したときに行っている。

○委員

制度の安定性をはかることが重要であり、介護保険など金銭的なことでもないので定期的な見直しについて、文言をいれる必要はないのではないかと。

○委員長

この条例素案は、公職選挙法の例によるという規定が多く、例えば、公職選挙法が18歳に改正された場合、自動的に変わってしまうので、川口市で敢えて20歳のままにしたいということであれば条例改正が必要である。

○副委員長

見直し規定はなくてよい。検証すべき条項や、組織のあり方等重きをおく点があれば、見直し規定を入れるということもあるが、特段なければ、その必要はない。

○委員長

では、見直し規定は不要ということによろしいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

では、パブリック・コメントについて順に見ていく。

まず市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを投票の対象にいれるべきということについては、委員会の議論では、お金だけ切り離して問うのではなく事業と併せてであれば、投票事項となり得るということであった。条例素案はこのまま修正なしでよいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

年齢要件については、委員会でかなり議論した。様々な意見がある中、公職選挙法の20歳が安定性が高いとして意見が集約されたものである。このままでよろしいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

外国人市民について投票資格者に入れるべきであるかということについては、どうか。これも様々な意見があるが、公職選挙法と同様にして制度の安定性をはかったものである。

○副委員長

仮に公職選挙法が改定され外国人も投票資格者となったら、その時に、議論すればよい。

○委員長

委員会としては、このままでよろしいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

自治基本条例では外国人市民も「市民」として定義されているのにおかしいのではないかという意見であるが、自治基本条例の中でも投票資格者は別に条例で定めるとされている。このままでよいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

自治基本条例の市民の定義からすると、誰でも市民になり、投票ができってしまうという意見だが、これも自治基本条例の中で投票資格者は別に条例で定めることとされており、検討の結果同じとしていない。このままでよいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

署名数に6分の1を必要とするのはハードルが高いという意見であるが、委員会でかなり議論を重ね、6分の1にしたところである。このままでよいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

選挙人名簿を別に調製すべきということについては、条例素案では投票資格者が20歳であるので、別に作成する必要はない。「投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは」という記述については、条文はこのままで手引書で解説するということがよいか。

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

情報の提供方法について具体的に記述すべきという意見に対し手引書に記載するということが、委員会としてこういう広報をしてほしいという希望があるか。

○委員

最高裁判所の裁判官の選挙公報はわかりにくいですが、市民投票は賛成か反対だけなので、そんなに難しくないのでないか。

○委員

ここで言う広報というのは、何月何日に例えば庁舎移転の市民投票をやるということを知らせるものなのか、○はこういう考え方、×はこういう考え方といったところまで載せるものなのか。

○事務局

案件が様々なので、事案により適切な情報を提供する。市民発議の場合には、市が十分な情報を持っているとは限らないので、どのような情報を載せるかということ条例に定めるのは難しい。

○委員長

中立性を保持した広報を市が作成するのは難しい。

○副委員長

15条1項の「その他市民投票の実施に関し必要な情報」が、特定されていないということか。選挙管理委員会が情報を集めて編集するというのは考えにくい。

○委員長

15条1項は選挙管理委員会であるから中立性が前提となっているが、2項の市長からの情報については、市が進めている施策が投票の事案である場合もあり得るので、中立性の保持に留意して情報提供しなければならないと3項で定めている。

どのような情報を市民に提供するか非常に難しく条例で決めきれない。事案が実際出たときに中立性を保持できるようにしなければならない。手引書にはなるべく具体的に提案してほしい。鳥取市など最近市民投票を行った自治体を参考にしてもらいたい。

次に、情報の提供は遅くとも告示日までにとの意見はどうか。

○副委員長

実際はもっと早く提供されると思われるので、このままで良いのではないか。2日前までというのはあくまでも最低限の期日である。

○委員長

このままでよいか。

**【承認】** 全員異議なく承認

○委員長

成立要件が有効投票総数の過半数では高いので4割にすべきという意見についてはどうか。これは過半数でなくとも、一定の投票があれば有効とすることで、投票者の意思を確認するという趣旨である。例えば、45%対55%になったときには、両方とも尊重されるべき市民の意思ということになる。つまり、決着をせずに、さらに議論を続けるのが市民全体の意思ということになる。

○委員

二者択一であるのに4割というのには違和感がある。

○委員

過半数のほうがすっきりする。

○委員長

では、このままでよいか。

**【承認】** 全員異議なく承認

○委員長

市民投票が成立しなかった場合でも、開票し、結果の開示をすべきであるという意見だが、どうか。

○委員

これについても、かなり委員会で議論した。このままでよい。

**【承認】** 全員異議なく承認

○委員長

では、パブリック・コメントについて検討を行い、素案の変更なしということによろしいか

【承認】 全員異議なく承認

○委員長

では、素案は変更なし。手引書は委員会の議論の趣旨をくんで作成していただくものとする。

■ 3 答申案について

○委員長

事務局から説明していただきたい。

○事務局

— 答申書案の頭書きを読み上げる —  
内容について検討していただきたい。

○委員長

3行目の「条例案」は「条例素案」ではないか。

2段落の6行目で「投票及び開票の方法および市民投票の」と及びが連なっているのには違和感がある。

3段落目最初の「条例素案」という表現は、その2行前に「条例素案」とあるので、「この答申書で示した」といった記述を追加したほうが、わかりやすいのではないか。「素案」がパブリック・コメントにかけたものであり、「素案」が答申に添付するもの、「条例案」が議会に上程するものである。

○委員

3段落目の2行目の「市民として幸せに暮らせる地域社会を実現するため」という記述は、どこかからもってきたものか。

○事務局

自治基本条例の自治の定義からである。

○委員長

それでは先程の箇所を修正し、市長に答申したい。修正については委員長である私に一任していただきたい。

【承認】 全員異議なく承認

#### ■ 4 その他

##### ○委員長

事務局からなにかあるか。

##### ○事務局

本日、条例素案が決定したことから、12月26日に金井委員長より、市長に答申していただき、その後、総務課の法規審査担当による審査を経て確定した条例案を3月議会へ上程し、可決となったら4月1日から施行という流れになる。

法規審査の段階で、修正せざるを得ない場合が考えられるが、今までの議論の趣旨を変えることのないようにと考えている。修正については法規審査担当を含む事務局へらせていただくことを承認いただきたい。

##### ○委員長

何か質問等あるか。

—委員より意見なし—

##### ○委員長

法規の技術的な修正はあり得るが、委員会の趣旨は事務局に尊重していただけるということである。

それでは本日の議事を終えたとともに、条例素案の答申という委員会の任務を終えることになる。最後にご挨拶を申し上げます。

長い間素案を作るというプロセスにおいて濃密な議論をさせていただいた。様々な意見がある中、議論を尽くして皆の意見を折り合いながらまとめられたことが重要なことではないか。このような場までたどり着くことができたことにお礼を申し上げます。

今後、市長に答申書を渡し、執行部と議会にゆだねられる。市民はそのプロセスを監視する役割がある。制定された後、さらに使わなければならない時に適切に使われるべきである。使う必要のない時には使わない、使うべき時には適切に使うということが、ある意味川口市の自治が試されることではないか。

長い間ありがとうございました。

■ 5 閉会（午後 8 時 1 5 分）

○委員長

では本日の委員会は、以上で閉会とする。委員会自体もこれで閉会となる。ありがとうございました。

以上